

3 利用調整基準表

【父の基本指数】＋【母の基本指数】＋【調整指数】＝【利用調整指数】
 ※ひとり親世帯の場合は、基本指数の最高点を加点します。

※利用調整指数が同点の場合、申込案内33ページの決定基準に沿って利用調整を行います。
 ※なお、利用調整基準は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

項番	保護者の状況				基本指数
	類型	細目			
1	就労	雇用型勤務		1月あたりの就労時間が160時間以上である	40
				1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	36
				1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	32
				1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	28
				1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	24
		自営中心者 非雇用型勤務		1月あたりの就労時間が160時間以上である	36
				1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	32
				1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	28
				1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	24
				1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	20
		自営協力者		1月あたりの就労時間が160時間以上である	32
				1月あたりの就労時間が140時間以上160時間未満である	28
				1月あたりの就労時間が120時間以上140時間未満である	24
				1月あたりの就労時間が80時間以上120時間未満である	20
				1月あたりの就労時間が64時間以上80時間未満である	16
		内職		1月あたりの就労時間が120時間以上である	20
				1月あたりの就労時間が64時間以上120時間未満である	16
2	出産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内の必要な期間（多胎妊娠の場合は前14週間前）			24
3	疾病 障がい	疾病	常時安静	長期にわたり常時安静・入院を伴う病気療養	40
			通院加療	長期にわたり安静・通院加療を要する	28
		障がい	重度	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級（取得予定含む）	40
			中度	身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級（取得予定含む）	28
		軽度	身体障がい者手帳5・6級、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳3級（取得予定含む）	20	
4	介護 看護	病気	入院	長期にわたり同居親族の入院付き添いにあたる	32
			在宅での 介護・看護	寝たきり等、居宅において同居親族を常時看護	28
		障がい		同居親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	20
			療育施設等への 親子通園		週20時間以上の親子通園
					週16時間以上20時間未満の親子通園
5	災害	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に常時あたっていること		40
6	その他	就学 （職業訓練を含む）		週30時間以上の就学	32
				週20時間以上30時間未満の就学	28
				週16時間以上20時間未満の就学	24
		高齢	高齢で保育が困難		40
求職活動中	保護者が求職活動中の場合		12		
7	その他市長が認める上記要件に類する状態にあること				

(世帯共通項目)

項番	世帯の状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の提出	+2
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(親族以外の同居人がいる場合や事実婚等は除く)	ひとり親世帯	ひとり親又は離婚調停の事実がわかる書類(調停中の場合)、住民票の分離(18ページ(3)提出書類②参照)	+16
3	両親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により、両親以外の養育者に養育されている	両親以外が保護者である世帯	捜索願の受理証明書、拘禁証明書等の提出	+8
4	父母のいずれかが長期間他の土地で就労等により常時家庭にいない(単身赴任・専門病院での入院治療等)	左記該当の世帯	勤務(内定)証明書と住居の契約書(単身赴任先が近畿圏内の場合のみ)の提出	+8
5	申込児童を認可外保育施設等(職場内託児所・企業主導型保育施設等を含む)に利用希望月の前月1日時点で1月あたり64時間以上預けている※項番15との重複不可	保育の認定要件により認可外保育施設等に預けられている児童	認可外保育施設等在園証明書の提出(認可施設利用開始の前々月までに退所している場合は対象外)(育児休業中で利用をしている場合は対象外)	+2
6	兄弟姉妹が保育所等を利用中または利用申込中の場合	左記該当の世帯	利用(申込)施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)の場合	+8
7	申込児童以外に小学6年生までの児童がいる場合	左記該当の世帯	1人	+1
			2人以上	+2
8	多胎育児を行っている場合	左記該当の世帯	2人	+1
			3人以上	+2
9	自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合	転所希望申込の児童	利用施設が吹田市の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)の場合	+2
10	吹田市内の特定地域型保育事業の卒園児(利用申込のあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。)	地域型保育事業の卒園児童	卒園までの在籍期間が半年以上	+16
11	在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合(27ページ(3)利用調整についてQ6参照)	左記該当の児童	証明不要	+16
12	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合(提出書類は17ページ参照)	65歳未満の同居祖父母がいる世帯	同居祖父母(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合	-4
		祖父母以外の65歳未満の同居親族がいる世帯	祖父母以外の同居親族(65歳未満)の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がされない場合(26ページ(2)提出書類についてQ6参照)	-2
13	利用内定を辞退した場合(27ページ(3)利用調整についてQ3参照)	利用内定を辞退した児童	利用希望月から起算して過去1年以内の利用調整で内定辞退した実績がある場合	-8
14	利用申込締切日時点で児童(過去に在籍していたきょうだいも含む)の保育料滞納が累積で6か月分以上ある場合	保育料滞納実績がある世帯	-	-12

(就労に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
15	育児休業から復職する場合※項番5との重複不可(父母の両方が育児休業から復職する場合も+2のみ)(12ページ【育児休業加点について】参照)	保護者が育児休業を取得している世帯(世帯の認定が就労に限る)	勤務(内定)証明書等、育児休業取得中であることがわかる書類の提出	+2
16	自営業の勤務実態が明らかである場合	自営業中心者である保護者	開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書の写し等の提出	+4
17	居宅内労働の場合(大型機械、薬品、火器、刃物等の危険物を取扱う職種の場合を除く)	自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者	勤務(内定)証明書、開業届(自営)等の提出	-2
18	保護者が吹田市の保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合 ※項番19との重複不可	左記該当の保護者	保育士証、看護師免許証の提出	+12
19	保護者が吹田市の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合 ※項番18との重複不可	左記該当の保護者	幼稚園教諭免許状の提出	+4

(就学に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
20	通信制大学・通信教育に在学している場合	左記該当の保護者	-	-2

(重複要件に関する項目)

項番	状況	対象者	加点(減点)の条件	調整指数
21	重篤な疾病がある場合 ※項番22・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	指定難病・特定慢性疾患医療受給者証等の提出(治療に要する期間が今後半年以上であること)	+4
22	中度以上の障がいがある場合 ※項番21・23との重複不可	基本要件が「疾病・障がい」以外の保護者	障がい者手帳等の提出	+4
23	同居親族または別居祖父母の介護・看護を行う必要がある場合 ※項番21・22との重複不可(27ページ(3)利用調整についてQ7参照)	基本要件が「介護・看護」以外の世帯	同居親族の場合「診断書」 別居祖父母の場合「診断書及び介護保険被保険者証(要介護1以上)または障がい者手帳等(中度以上)」	+4

利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準

利用調整指数が同点のときは、順位が決まるまで以下の基準をAからEの順にあてはめて利用調整を行う。

適用 順位	基準
A	当初利用希望日からの経過期間が長い方
B	保護者の基本指数の合計が高い方(ひとり親の場合は基本指数+40点)
C	保護者に重度の心身障がいがある、または兄弟姉妹に障がい児のいる世帯 申込児童が身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持しているか、若しくは同程度の障がいがあると認められる場合 (申込児童に適切な保育提供が可能な保育所等に限る。)
D	利用調整を行う保育所等において希望順位の高い方
E	市区町村民税所得割額の低い方

(備考)

- ※ 就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間であり、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問わないものとする。
(休憩時間を含む。)
- ただし、時間短縮後の一月あたりの実働時間(休憩時間を除く)が120時間未満の場合は、時間短縮後の就業時間を基に利用調整を行うこととする。
- ※ 保護者ごとの基本指数の合計に調整指数を合算して、当該世帯の利用調整指数とする。ひとり親の場合は基本指数に40点を加算した値を基本指数とする。
- ※ 保護者の基本指数について、2項目以上に該当する場合は、保護者の申請する要件を基本指数とする。
- ※ 物理的に不可能な重複要件の場合、利用調整会議において指数の適用が認められないことがある。
- ※ 保育を必要とする事由の証明書の提出がない場合は、基本指数から40点を減ずることができるものとする。
(求職活動を理由とする申込は除く。)
- ※ 特定地域型保育事業の卒園児が、現に利用する施設が設定する連携施設の利用を希望する場合は、優先利用できるよう調整するものとする。(ただし、連携施設が設定する卒園児の受入枠の範囲に限る)
- ※ 利用調整に当たっては、世帯の利用調整指数を基本として、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- ※ 市区町村民税の対象年度は、利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎になる年度とする。なお、未申告での市区町村民税額の確認ができない場合や市外からの転入により、市が税額を確認できない者のうち、市の求めがあったにもかかわらず、期日までに市区町村民税額を確認できる書類の提出がない場合は、適用順位Eの基準において最も優先順位の低いものとして審査する。

・調整指数適用の条件の対象であっても、調整指数の加点(減点)に関する書類の提出がない場合、加点の対象とはなりませんので注意してください。
必要書類は吹田市のホームページからダウンロードできます。